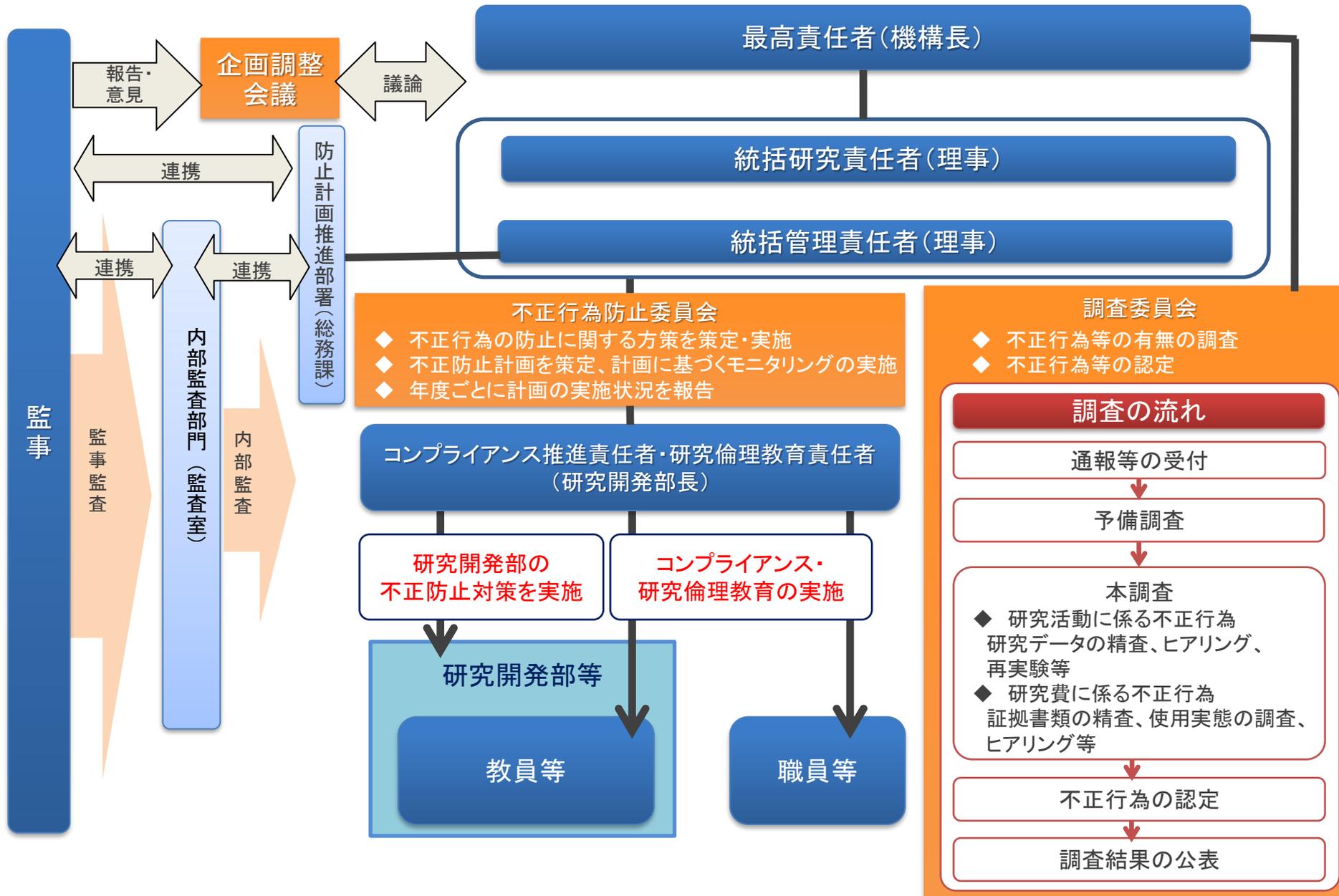


大学改革支援・学位授与機構における研究活動に係る不正行為の防止・対応体制



各責任者等の職務

| 責任者 | 職務 |
|---------------|---|
| 最高責任者 | <p>機構における研究活動及び研究費の管理・運営に関する最高責任者として、研究活動に関する行動規範を定めるとともに、リーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努める。</p> |
| 統括研究責任者 | <p>最高責任者を補佐するとともに、研究活動の管理・運営に関する実質的な責任者として、研究活動に係るねつ造、改ざん、盗用等の不正行為に対応する。</p> |
| 統括管理責任者 | <p>最高責任者を補佐するとともに、研究費の管理・運営に関する実質的な責任者として、研究費の不正使用等の不正行為に対応する。</p> |
| コンプライアンス推進責任者 | <p>研究開発部内における研究費の使用又はその管理・運営に関する実質的な責任者として、統括管理責任者の指示の下、研究者等へのコンプライアンス教育、研究開発部における研究費の管理・執行等のモニタリングを実施する。</p> |
| 研究倫理教育責任者 | <p>研究倫理教育の実施に関する責任者として、統括研究責任者の指示の下、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。</p> |
| 監事 | <p>不正防止計画実施状況のモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。内部監査の結果について企画調整会議において定期的に報告する。</p> |